

中川事務所新聞

第77号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【返済猶予制度】

昨年12月から始まったこの制度も少しずつ利用者が出てきているようです。借入金の返済を一時棚上げして体制を立て直そうという趣旨ですが、これを利用するためには「経営改善計画書」というものがが必要です。また、保証協会を利用している場合には、追加の保証料が現金で必要になるなど、切羽詰ってからの利用では身動きが取れなくなる可能性もあります。資金繰り状況をしっかり把握し、早めの資金計画を心がけましょう。



【電子手形の準備整う】

以前このコーナーでお知らせした電子手形（電子債権）取引が2012年5月から国内取引をほぼ全てカバーする形で開始されます。紙の手形は減少する一方ですが、電子手形では分割譲渡が可能になることから、売掛金も電子手形に置き換わる可能性があり、そうなれば中小企業にとって新たな資金調達手段になる可能性もあります。

【有名コンサルタントの逮捕】

「借りた金は返すな」の著者で事業再生コンサルタントのY氏が逮捕されました。私も直接お会いしたことがある人だったのでショックでした。最近は借金絡みのコンサルタントが多数活躍されていて、救われる人も

大勢いるのですが、人としてどうなのかという例も散見されます。たとえ窮することがあったとしても、最低限の商道德は失わないように気をつけましょう。

【2月の事務予定】

- ・2月決算法人期末実地棚卸
- ・11月決算建設業決算変更届
- ・12月決算法人確定申告&納税
- ・6月決算法人中間申告&納税
- ・所得税の確定申告開始
- ・各役所の入札参加資格申請
- ・太巻き丸かじり



知ってお得！？法律雑学

Q. 社員が社用車で事故を起こしました。会社にも責任はあるのでしょうか？

A. 民法では使用者責任というものが定められているほか、自動車損害賠償責任保障法でも運行供用者責任というものが定められており、会社としての責任は負わなければなりません。

仮に休日に社員が無断で社用車を持ち出して事故を起こした場合であっても同様と考えた方がいいでしょう。

社用車に関する自動車保険は万全の保障内容にしておくべきでしょうし、日ごろから社員への安全運転教育を徹底しておく必要があります。

ちなみに、当社では燃費計

に気をつけるように指示しています。燃費を稼ぐ→急な動作が減る→安全運転という図式です。



経営談義

【値引きは恐ろしい】

昨今のデフレ下で値引きという戦略を採る方も多いでしょう。今回は値引きがどのように影響するかを数字で検証してみましょう。

例：ある飲食店で以下のような実績がありました。

客単価…1,000円
 客数…10人
 原価率…40% (400円)
 固定費…5,000円
 平常時では
 売上高…10,000円
 粗利益…6,000円
 純利益…1,000円となります。



ここで20%の値引きをして20%の客数増を目指しました。すると、

売上高…9,600円
 (800円×12人)
 粗利益…4,800円
 (原価は400円×12人)

固定費…5,000円
 純利益…▲200円
 赤字に転落です。

一方、値引きをせずに顧客サービスの向上を図ったものの、客数が10%減少しました。

すると、
 売上高…9,000円
 (1,000円×9人)
 粗利益…5,400円
 (原価は400円×9人)

固定費…5,000円
 純利益…400円
 売上は減っても黒字は維持できます。

いかがでしょうか？この検証でポイントになるのは以下の点です。

- ・売上減少の中身（客数、客単価）
- ・売上減少率と最終利益の関係
- ・変動費といわれるものの勘違い 等々

いずれにしても、値引きの利益に対するインパクトは甚大といえるでしょう。

なお、各社ごとの売上・費用構造は違うので、自社ではどうなのか知りたい方は私にお申し付けください。



三女が空手を習いたいと言いました。姉二人にケンカで勝ちたいそうです。理由はともあれ武道はいいと思うので、早速近所の道場に放り込みました。どれだけ強くなるか楽しみです。

正月明けすぐに本格的な人間ドックを初めて受けました。厄年脱出記念で仕切り直そうというのが動機です。結果は特にどうということも無かったので、色々注意は受けましたが、経営者は体が資本です。皆さんも健康管理には気をつけましょう。

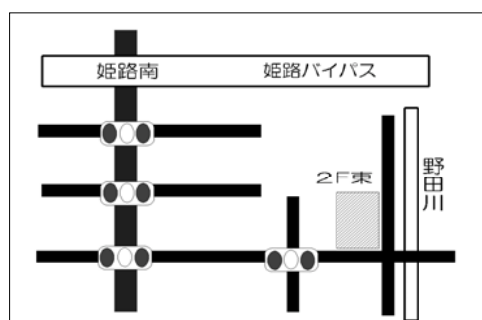
あじがわ

ワンストップ「経営・生活」サポーター
行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1
 田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp